農林水産省起案用紙

文書記号番号	平成 21 年度 食農審 第 19 号				
接受	平成 年 月 日	分類番号	0101	保存期間	1 年
登録	平成 21 年 7 月 17 日	決裁委任根拠	第 条第 項第 号		
起案	平成 21 年 7 月 9 日	記 事			
決裁	平成 21 年 7 月 17 日				
施行	平成 21 年 7 月 21 日				
完結	平成 21 年 7 月 21 日	総務課 会計指導班経由		文書管理担当者 (大臣官房の課又は庶務課)	文書管理担当者
官報掲載	平成 年 月 日 第 号				
件名	食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第9回牛豚等疾病小委員会の開催について				

大 臣	副大臣	副大臣	政務官	政務官
事務次官	農林水産審議官	官房長		

家畜衛生部会長

政 策 課 長 末松 山口 大浦 渡邊

消費・安全局長

梅 田 審 議 官

総 務 課 長 河南

定家 河上 山田 下鳥 盛

動物衛生課長 川本 山本

国際衛生対策室長 川島

国内防疫調整官 山本 星野

起案者	吉 戸	担当係等	動物衛生課国際衛生専門官 (内線 [redacted])

伺い

標記の件について、下記のとおり開催することとし、案の１により別紙１の委員あて、案の２により別紙２の所属の長あてに通知してよろしいか。

記

１　日　時：平成２１年７月２４日（金）１０：００～１２：００(予定)

２　場　所：東京都千代田区霞が関１－２－１

農林水産省本省　　林野庁Ａ・Ｂ会議室（８階、ドア番号801・802）

連絡先　０３－３５０２－８２９５（消費・安全局動物衛生課直通）

３　予定議題：（１）最近の家畜衛生をめぐる情勢について

~~牛豚疾病をめぐる情勢~~（報告）

（２）韓国済州島の豚コレラ清浄性認定について

（３）その他

※本会議は非公開とし、会議終了後、概要を公表することとする。

（参考）

支出予定項目

（項）農林水産本省共通費　150,000

（目）委員等旅費　８名　~~420,002~~ 円（確認中）

（岡部、田原、寺門、明石、今田、清水、津田、佐藤）

日帰り　６名（岡部、寺門、明石、今田、清水、津田）

１泊２日　２名（田原、佐藤）7/23～24

（目）庁費　747円

お茶　８名分　~~748~~円（@８９円×８名分×１．０５）確認中

（目）委員手当

名分　91,500 円（@１８，３００円×５ 名分）確認中

（案の１）

番　　号
年 月 日

別紙１の委員あて

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会長

（件　名）

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第９回牛豚等疾病小委員会を下記のとおり開催いたしますので、御多用中のところ誠に恐縮ですが、御出席いただきますようご案内申し上げます。

記

１　日　　時：平成２１年７月２４日（金）１０：００～１２：００（予定）

２　場　　所：東京都千代田区霞が関１－２－１
農林水産省本省　林野庁Ａ・Ｂ会議室
（８階、ドア番号801・802）

３　予定議題：（１）最近の家畜衛生をめぐる情勢について
~~牛豚疾病をめぐる情勢~~（報告）
（２）韓国済州島の豚コレラ清浄性認定について
（３）その他

別紙１

【臨時委員】

岡部　信彦	国立感染症研究所感染症情報センター長
田原　健	(社)鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会事務局長
寺門　誠致	共立製薬(株)取締役先端技術開発センター長

【専門委員】

明石　博臣	(国)東京大学大学院農学生命科学研究科教授
今田　由美子	(独)農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所動物疾病対策センター生物学的製剤製造グループ長
佐藤　英明	(国)東北大学大学院農学研究科教授
清水　美嗣	(株)微生物化学研究所顧問研究開発部長
津田　知幸	(独)農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所研究管理監

（案の２）

番　　号
年 月 日

案の2

別紙２の所属の長　あて

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

（件　名）

標記の件につきまして、下記のとおり開催することとしておりますので、貴所の下記職員の派遣について、御配慮方よろしくお願いいたします。

１　職員（役職）名
　※別紙２の職員（役職）名を記載

２　日　　時　平成２１年７月２４日（金）１０：００～１２：００（予定）

３　場　　所　東京都千代田区霞が関１－２－１
　　農林水産省本省　林野庁Ａ・Ｂ会議室
　　（８階、ドア番号801・802）

４　予定議題
（１）最近の家畜衛生をめぐる情勢について
　~~牛豚疾病をめぐる情勢~~（報告）
（２）韓国済州島の豚コレラ清浄性認定について
（３）その他

５　その他
　出席に要する旅費は当方で負担します。

別紙２

所属の長	職員（役職）名
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所長	津田　知幸　研究管理監
	今田　由美子　動物疾病対策センター生物学的製剤製造グループ長
㈱微生物化学研究所長	清水　実嗣　研究開発部長

プレスリリース

平成２１年７月　　日
農　林　水　産　省

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会
第９回牛豚等疾病小委員会の開催について

2004年11月の韓国済州島における豚コレラ発生を受け、我が国は、済州島からの生鮮豚肉の輸入を停止していました。

今般、済州島を豚コレラ清浄地域として認定することについて審議するため、第 9回牛豚等疾病小委員会を開催しますので、お知らせします。

この会議は非公開です。ただし、冒頭カメラ撮りのみ可能です。報道関係者の方は、冒頭のあいさつ終了後、御退席ください。

１　概要

2004年11月の韓国済州島における豚コレラ発生を受け、我が国は、済州島からの生鮮豚肉の輸入を停止していました。

今般、済州島を豚コレラ清浄地域として認定することについて審議するため、第9回牛豚等疾病小委員会を開催します。

２　開催日時及び場所

日時：平成２１年７月２４日（金）　１０：００　～　１２：００

場所：農林水産省　林野庁Ａ・Ｂ会議室（８階、ドア番号801・802）

３　予定議題

（１）最近の家畜衛生をめぐる情勢について

~~牛豚疾病をめぐる情勢~~（報告）

（２）韓国済州島の豚コレラ清浄性認定について

（３）その他

４　その他

・委員名簿（別紙）

・食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会概要等

http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/eisei/index.html

【問い合わせ先】
農林水産省消費・安全局動物衛生課 国際衛生対策室
担当：~~川島~~ トル 伊藤
TEL ：03-3502-8111（代表）
03-3502-8295（直通）

○食料・農業・農村基本法

（平成十一年七月十六日法律第百六号）

第四章　食料・農業・農村政策審議会

（設置）

第三十九条　農林水産省に、食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第四十条　審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2　審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3　審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、農業の

担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第四十一条　審議会は、委員三十人以内で組織する。

2　委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

3　委員は、非常勤とする。

4　第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

（資料の提出等の要求）

第四十二条　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（委任規定）

第四十三条　この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○食料・農業・農村政策審議会令

（平成十二年六月七日政令第二百八十九号）

内閣は、食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第四十一条第四項及び第四十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条　食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条 に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項及び第六十四条第三項 、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項 の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

２　審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員及び専門委員の任命）

第三条　臨時委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

２　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

（委員の任期等）

第四条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。
3　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
4　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
5　臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）
第五条　審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）
第六条　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
2　部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
3　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
4　部会長は、当該部会の事務を掌理する。
5　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
6　審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（幹事）
第七条　審議会に、幹事を置く。
2　幹事は、関係行政機関の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。
3　幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4　幹事は、非常勤とする。

（議事）

第八条　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3　前二項の規定は、部会の議事に準用する。

（庶務）

第九条　審議会の庶務は、農林水産省大臣官房政策課において厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課及び国土交通省都市・地域整備局地方振興課の協力を得て処理する。

（雑則）

第十条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

○食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について

（平成１９年７月１２日
食料・農業・農村政策審議会決定
平成２０年　３月　７日改正
平成２０年　５月１５日改正
平成２０年　７月２５日改正
平成２１年　１月２７日改正）

第１条　食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名　称	所　掌　事　務
企画部会	食料･農業･農村基本法（平成11年法律第106号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
食品産業部会	卸売市場法（昭和46年法律第35号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第48号）、食品流通構造改善促進法（平成３年法律第59号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第112号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
食糧部会	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
家畜衛生部会	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
果樹部会	果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
甘味資源部会	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
畜産部会	家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）、飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）、畜産物の価格安定に関する

	法律（昭和36年法律第183号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
農業共済部会	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）の施行に関する重要事項であって、次に掲げるもの。 1　農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済掛金標準率等の算定方式に関する事項を調査審議すること。 2　家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調査審議すること。
農業農村振興整備部会	1　土地改良法（昭和24年法律第195号）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2　食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、次に掲げるもの。 ア　国際かんがい排水委員会に関する事項を調査審議すること。 イ　かんがい排水の改良発達に関する重要事項を調査審議すること。

第２条　部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、部会の議決に関し他の部会との調整を要するとき又は部会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。

２　会長は、部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、その旨を当該部会長に通知するものとする。

３　会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴かなければならない。

第３条　部会の庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理する。

部　　会	課
企画部会	大臣官房政策課
食品産業部会	総合食料局総務課
食糧部会	総合食料局食糧部計画課
家畜衛生部会	消費・安全局動物衛生課
果樹部会	生産局生産流通振興課
甘味資源部会	生産局生産流通振興課
畜産部会	生産局畜産部畜産企画課
農業共済部会	経営局保険課

農業農村振興整備部会	農村振興局整備部設計課

附　則（平成20年３月７日決定）

食糧部会は、審議会で別に定めるまでの間、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第４条第３項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することができる。

○食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会運営内規

（平成十九年八月二十四日
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会決定）

第一条　食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会（以下「部会」という。）の運営は、食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）及び食料・農業・農村政策審議会議事規則（以下「議事規則」という。）に規定するもののほか、この内規によって行う。

2　部会の運営に関しこの規定に定めのない事項については、部会長が定めるところによる。

第二条　議事規則第九条の規定により部会に、次の表の上欄に掲げる小委員会を置き、これらの小委員会の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名　称	所　掌　事　務
牛豚等疾病小委員会	一　家畜衛生部会の所掌事務のうち、牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二　牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。
家きん疾病小委員会	一　家畜衛生部会の所掌事務のうち、家きんの疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二　家きんの疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。
プリオン病小委員会	一　家畜衛生部会の所掌事務のうち、プリオン病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二　プリオン病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。

第三条　小委員会の会議は、部会長が招集する。

第四条　小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する臨時委員の互選によってこれを定める。

第五条　小委員会の議長は、小委員長をもって充てる。

第六条　小委員長は、小委員会の会議における審議の経過を部会の会議に報告する。